



＜上越市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点＞

- 上越市における地域生活支援拠点等に求められる機能を6つの支援に整理し、多機能拠点整備型と面的整備型の両面から機能整備を図る方針
- 地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」のあんしん生活支援事業における相談支援は24時間365日により、相談→危機介入→再発防止まで切れ目のない支援を実施
- 市委託事業「緊急短期入所用居室確保事業」において、緊急的な受け入れ等に対応するために緊急用の居室を確保
- 24時間365日相談対応及び緊急用の居室における対応を一体的に行うことで、緊急時の早期対応や早期解決につながる利点

1. 当該市町村・圏域の基本情報

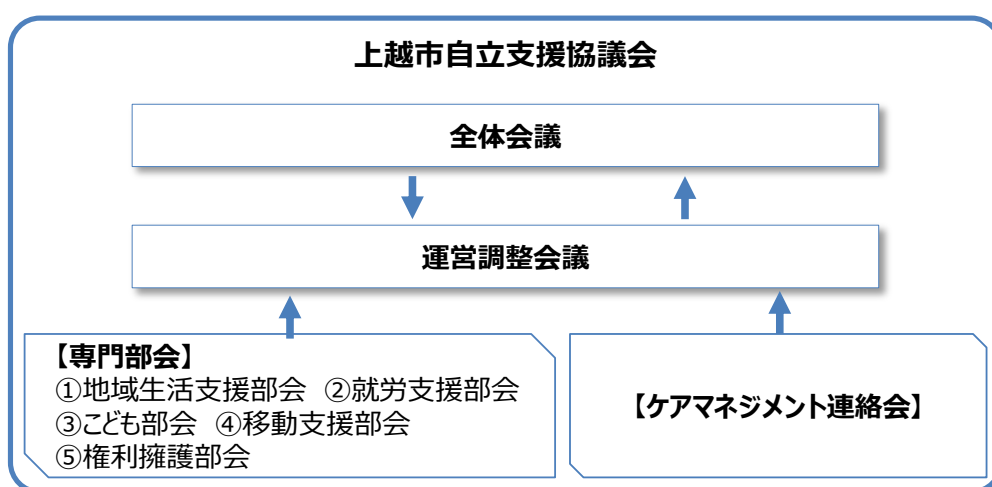
人口	195,880人（平成29年4月1日現在）	
障害者の状況 （平成29年4月現在）	身体障害者手帳所持者 7,593人	療育手帳所持者 1,643人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 1,710人	
	・地域の高齢化が進んでおり、高齢の障害者が増えている。（特に身体障害が多い） ・市内全障害者数（手帳所持者、重複含む）10,573人のうち65歳以上の方が6,338人（60%）である。 ・身体障害は年々減少傾向であるが、精神障害、知的障害については平成26年度と平成29年度を比較すると約1割増加している。 （身体 平成26年4月1日：8,027人→平成29年4月1日：7,593人） （知的 平成26年4月1日：1,494人→平成29年4月1日：1,643人） （精神 平成26年4月1日：1,544人→平成29年4月1日：1,710人） ・総人口の減少に伴い、総人口に占める障害者の割合は、ほぼ横ばいの状況で推移している。（平成29年度5.4%）	
実施主体	社会福祉法人等で検討中	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、時期

- ・平成26年度、市内の一法人から重度障害者のグループホーム(短期入所併設)を整備したいとの相談を受けたことをきっかけに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域の仕組みづくりの検討の必要性が掲げられた。平成27年度上越市自立支援協議会の専門部会で上越市における地域生活支援拠点等の整備のあり方や方向付け等の議論を始めるとともに、国の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施した。

自立支援協議会の構成図



協議会等の活用

- ・地域生活支援部会を中心に地域生活支援拠点等整備に向けて検討会を開催。
- ・地域生活支援拠点等整備の周知や推進を図るために、上越市自立支援協議会主催で講師を招いて、市内の障害福祉事業所や障害者団体等の関係者を対象に研修会を実施、また地域生活支援拠点等整備の先進地視察を実施。

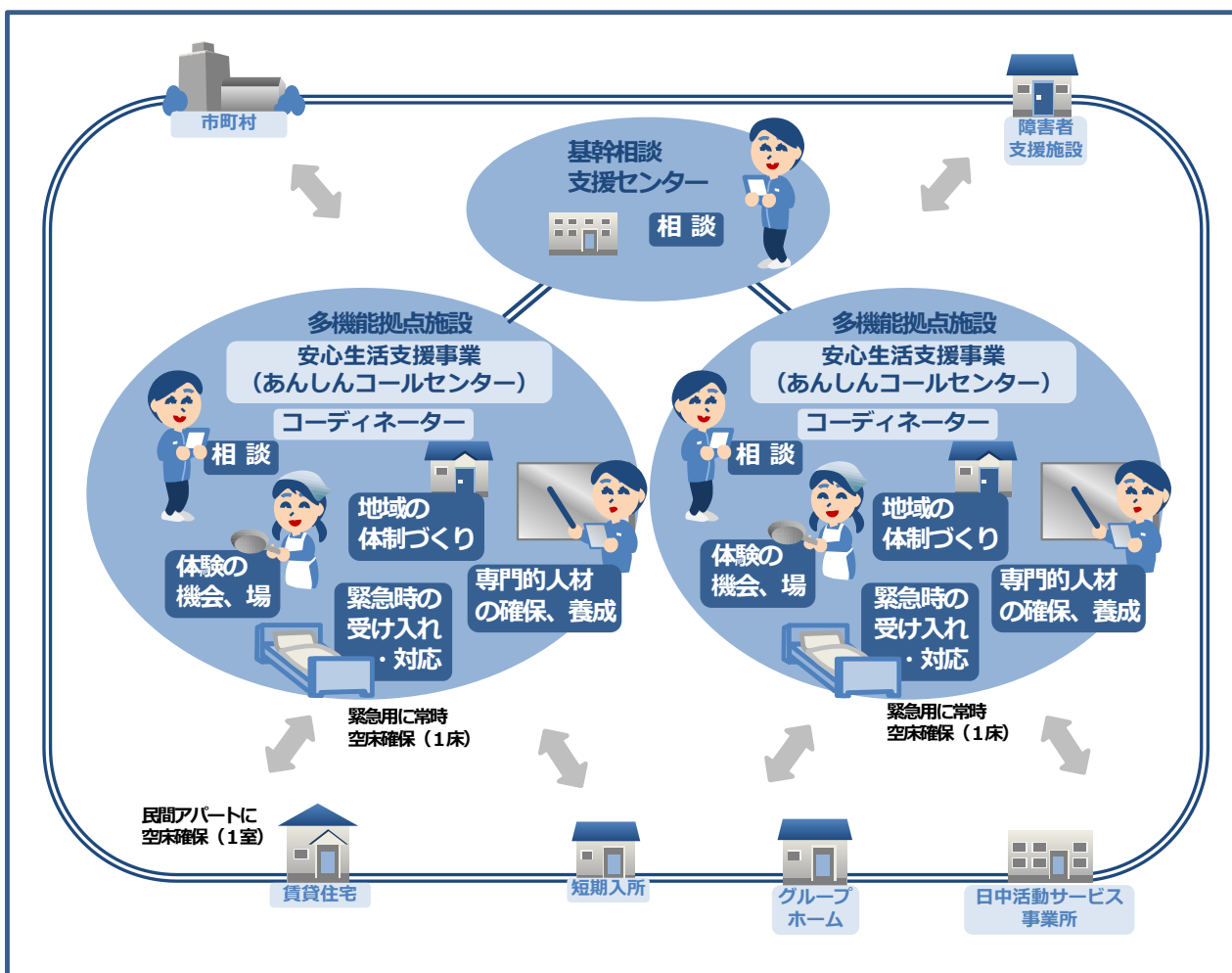
必要な機能の検討・検証

- ・地域生活支援拠点等整備に向けた検討会で、上越市に合った地域生活支援拠点等に求められる機能は何かということを念頭に、住まい、短期入所（緊急的な事情等による受け入れなど）、相談、緊急対応、人材（確保・養成）、体験（グループホームなど）、その他必要な支援の7つのキーワードを挙げて、上越市の現状や課題などを考慮しながら議論した。
- ・当該検討会での議論の結果、重度身体障害のある人のすまい、医療行為が必要な人への支援、重い精神障害のある人への見守り、強度行動障害のある人への支援、あんしん生活支援事業の充実、短期入所の確保の6つの支援が拠点機能として必要であると整理した。最終的に、6つの支援を実現するため具体的な拠点機能と拠点整備型の方針の決定を行った。

整備方針

- ・上越市における地域生活支援拠点等の整備を考えたとき、重い障害のある人や強度行動障害のある人などの住まいや地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の拡充等のために、多機能型の整備が必要である。また、市の面積が広範囲にわたることから、既存の障害福祉サービス事業所や医療機関などが連携して地域全体で障害のある人を支えていく仕組みを構築していくために、面的整備も含めて必要である。
- ・上越市においては、多機能拠点整備型と面的整備型の両面から地域生活支援拠点等の整備を図ることを方針としている。

整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	32人 うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：0人
相談事業にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」
24時間365日体制 ・社会福祉法人「みんなでいきる」に、あんしん生活支援事業を委託。 ・あんしん生活支援事業における相談支援は24時間365日対応可能。コーディネーター2名が24時間携帯電話を所持し、オンコール体制をとり、緊急時の駆けつけ等直接支援を行っている。 ・相談の対応が多い時間帯は、18時～21時である。DVや虐待に関する相談ケースについては、休日など時間外対応が多い傾向にある。 ・障害福祉サービスにつながらないケースや、相談支援専門員が対応しきれないケースを支援することが多い。 ・相談として関わるケースについては、相談→危機介入→再発防止まで切れ目のない支援を行うことで、トラブル回避のための予防や緊急時の対応の軽減につながっている。 サブスタッフのサポート ・コーディネーターが24時間携帯電話を所持しているが、夕方の稼働が多いため、同法人内の障害福祉サービス等職員が、サブスタッフとして3名体制で駆けつけ等の直接支援補助を行っている。サブスタッフは、危機介入の際は必ずコーディネーターとペアの体制で支援する。	

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	2床 延利用者数 74床
上記利用にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」
緊急用に常時2床を確保 ・社会福祉法人「みんなでいきる」に、あんしん生活支援事業と緊急短期入所用居室確保事業を委託。障害のある人を自宅で介護する人が病気等の事情により介護できない場合の緊急的な受け入れ等を行うため、1年間を通して短期入所施設及び民間アパートの1室を緊急用の居室として確保している。 ・24時間365日の相談対応と併せて緊急一時の居室を利用できることで、危機介入の際に相談から緊急一時保護まで一体的な支援が可能となり、緊急時の早期対応や早期解決にもつながっている利点がある。 幅広い対象者に対応 ・強度行動障害支援者養成研修受講を促進するとともに、社会福祉法人「みんなでいきる」内での強度行動障害支援のOJTに力を入れ、強度行動障害のある人への緊急時等の受け入れ体制を強化している。 緊急の定義は2日以内 ・緊急一時の居室の利用条件として、利用開始から48時間までの期間を定めており、受け入れ後72時間以内に関係機関と今後の方針を協議する仕組みになっている。	

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	市では把握していない
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし
・施設入所する前の体験として短期入所にて泊まりの体験を行っている。	

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に かかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：特になし
研修等の実施 ・相談員・相談支援専門員を対象に2時間の研修を年6回実施。主に事例検討を取り入れた研修内容である。 ・強度行動障害に対応できる人材を増やすために、県認定研修とは別に、市独自のスキルアップ研修を実施。相談員・相談支援専門員と障害福祉サービス事業所職員を対象に、6時間の研修を年2回実施。主に大学准教授を講師とする、強度行動障害の特性や支援の実践状況についての研修内容である。 医療的ケアへの対応 ・医療的ケアへの対応ができる人材確保が課題のため、喀痰吸引等研修受講を促進していきたい。	

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる 費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
高齢者と障害者の一体的な支援 ・地域包括支援センターの再編計画において、19地域包括支援センターを11地域包括支援センターに変更して、11地域のうち1つの地域の拠点として社会福祉法人「みんなでいきる」に委託。平成30年度から地域包括支援センター「みんなでいきる」では、特定相談支援、地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の委託事業を統合した総合相談事業として実施していく。	

⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
「－」	

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・40代 男性 精神障害。

利用した経緯

- ・家族からのDVで、直接相談があった。
- ・「地域移行のための安心生活支援」の緊急用の居室で一時保護対応。

利用の効果等

- ・夜間や休日の場合、通常事業所での受け入れが極めて困難である。また初回利用（新規）のような人については情報が少なく、通常事業所での受け入れでは断られるケースになる。
- ・拠点機能により、サービス利用とは直接関係ないケースや24時間での一時的な保護対応が可能となることで、初期安定を図ることが可能となっている。また翌日以降の調整までの安定確保につながっている。

<地域生活支援拠点等利用事例2>

利用者の属性

- ・20代 男性 知的障害（強度行動障害）。

利用した経緯

- ・親族に不幸があり、既存事業所で受け入れ不可だったため、「地域移行のための安心生活支援」の緊急用の居室で受け入れ対応。

利用の効果等

- ・強度行動障害等の困難性があると、通常事業所での対応は難しく、たとえ一時的であっても、他の利用者との関係で受け入れ困難となることが多いので、拠点機能により、複数名での対応が可能となることで一時的な危急事態への対応を行え、地域生活をサポートすることとなっている。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

法人間の連携を図り整備拡充

- ・市内に障害福祉サービス等に従事している法人が複数あり、複数の法人と連携を図っていくには、面的整備が適しており、法人との関わりを大事にそれぞれの連携を図る必要がある。そのためには、関係の社会福祉法人や医療法人の代表者会議等により、地域生活支援拠点整備について、さらに議論を深め、法人に対しての合意形成を図る必要があると考えている。
- ・市内の24時間365日の相談対応や緊急の短期入所の受け入れができる法人を中心に、拠点の機能整備を拡充していくことを考えている。

医療機関との連携促進

- ・重症心身障害者や医療的ケアを必要とする人に対して支援ができる看護師等の人材不足が課題である。市内の関係障害福祉事業所や医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築していくことを検討していきたい。